

発議第 7 号

防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 28 年 10 月 12 日

伊勢市議会教育民生委員会

委員長 藤原清史

防災対策の充実を求める意見書

南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活を続けることになると推計されている。

また、三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（平成28年3月修正）では、南海トラフで発生する巨大地震（理論上最大クラスの地震）により、最大で死者数が約53,000人、避難者数も地震発生翌日で約757,000人、一か月後で約973,000人との甚大な被害が予測されている。

東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められている。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されている。

三重県では学校構造部材の耐震化が着実に進められており、小学校・中学校の一部を残すのみとなった。一方、非構造部材の耐震化について、文部科学省は、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、2015年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、各教育委員会等に要請した。しかしながら、2016年4月現在、県内小中学校で584棟中368棟、県立学校126棟中87棟について、対策が完了しておらず、昨年度中の全棟完了は実現していない。

また、県内の公立学校のうち、569校が避難所指定を受けているにもかかわらず、多目的トイレや自家発電設備等の設置率は約7割、貯水槽・プールの浄水装置等の設置率は約3割と、十分であるとは言えない。また、避難所となっている学校において、どのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要である。学校・家庭・地域が連携した、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。

よって、国におかれては、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかることを強く切望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 中山 裕司

衆議院議長	大 島 理 森	}	殿
参議院議長	伊 達 忠 一		
内閣総理大臣	安 倍 晋 三		
総務大臣	高 市 早 苗		
財務大臣	麻 生 太 郎		
文部科学大臣	松 野 博 一		